

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

## 1 各事業共通の項目

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）
1	基準の目的	—	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	国基準のとおり
2	基準の向上	—	区は以下の責務を負う ・児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取して、家庭的保育事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、基準を超えて設備及び運営を行うよう勧告できること ・基準を常に向上させるよう努めること	国基準のとおり
3	基準と事業者	—	事業者等は以下の義務を負う ・基準を超えて設備及び運営を向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合には低下させないこと	国基準のとおり
4	事業者の一般原則	—	事業者等は以下の義務を負う ・利用乳幼児の人権配慮、人格の尊重 ・事業者の地域交流、連携、運営内容の地域や保護者への説明努力 ・運営に関する自己評価、外部評価の実施、結果の公表 ・必要な設備の確保義務（居宅訪問型保育事業を除く） ・採光、換気等利用児の保健衛生、危害防止に配慮した設備の設置	国基準のとおり
5	連携施設	従	事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること ①集団保育の体験、保育の適正な提供に必要な相談助言等 ②代替え保育の提供 ③家庭的保育事業等終了後の連携施設における継続受入 ※5年間の経過措置あり	国基準のとおり
6	非常災害	参	事業者等は以下の義務を負う ・消火用具、非常口等の設置 ・災害対策計画の策定と訓練の実施（消火、避難訓練は月1回以上）	国基準のとおり
7	職員の一般的要件	参	・健全な心身、豊かな人間性と倫理観、児童福祉に対する熱意を有すること ・できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者であること	国基準のとおり
8	職員の知識・技能の向上	参	・職員は自己研鑽、必要な知識及び技能の習得、維持向上に努めること ・事業者等は職員に対する資質向上のための研修機会を確保すること	国基準のとおり

9	併設施設の職員・設備	参・従	・他の社会福祉施設と併せて家庭的保育事業所を設置する場合は、設備及び職員の一部を併設する施設の設備及び職員と兼ねることができること（利用乳幼児に直接従事する職員及び特有設備は除く）	国基準のとおり
10	利用乳幼児の取り扱い	従	・国籍、信条、社会的身分、費用負担の違いによる差別的取り扱いの禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止	国基準のとおり
11	衛生管理	参	・利用乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水を衛生的に管理すること ・感染症、食中毒の発生や蔓延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること ・医薬品、医療品を備えるとともに、それらを適正に管理すること ・居宅訪問型事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持・健康状態について必要な管理を行うこと ・居宅訪問型事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めること	国基準のとおり
12	食事	従	・食事の提供については家庭的保育事業所等内で調理すること（※5年間の経過措置あり） ・調理提供する食事は、あらかじめ作成された献立により、できる限り変化に富み利用児の発育に必要な栄養量を含有していること ・食事は、栄養、利用児の身体的状況、嗜好を考慮したものであること ・事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること	国基準のとおり
13	食事提供の特例	従	・連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とすること	国基準のとおり *要件は規則へ
14	健康診断	参	・利用乳幼児に対する利用開始時及び年二回以上の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること ・職員の健康診断に当たっては、食事の調理をする者について健康診断には綿密な注意を払うこと	国基準のとおり
15	内部規定	参	・重要事項に関する規程を定めること	国基準のとおり *項目は規則へ ①事業目的・運営方針 ②提供する保育内容 ③職員の職種、人数、職務内容 ④開所日時、閉所日 ⑤料金、その種類、理由 ⑥利用定員 ⑦留意事項 ⑧緊急時対策 ⑨災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項
16	帳簿	参	・職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿を整備すること	国基準のとおり
17	秘密保持	従	・職員は、業務上知りえた利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはいけないこと（退職後含む）	国基準のとおり
18	苦情対応	参	・利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等必要な措置を講ずること ・区から指導又は助言を受けた場合は改善すること	国基準のとおり

2 家庭的保育事業

5人までの定員で居宅その他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業

No.	項目	従・参	国基準	区基準（案）
19	設備基準	従・参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用保育室（9.9㎡以上であって、3人を超える場合は3.3㎡/1人を追加）</li> <li>・屋外遊戯場（2歳児以上につき3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可））</li> <li>・衛生的な調理設備、便所</li> <li>・火災報知器及び消火器を設置すること</li> <li>・消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること</li> </ul>	<p>国基準に加え、2方向の避難経路を確保する</p> <p>（理由）「認可外保育施設指導監督基準」以上の安全性を確保するため</p>
20	配置職員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>・家庭的保育補助者</li> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）</li> </ul>	国基準のとおり
21	職員の資格要件	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> </ul> <p>次の①と②に該当する者</p> <p>① 区の研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者</p> <p>② 保育に専念できる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育補助者</li> </ul> <p>区の研修を修了した者</p>	<p>国基準のとおり</p> <p>ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有する者とする。</p> <p>（理由）保育の質を確保するため。なお、別途規定する資格は、「保健師、看護師」等とする。</p>
22	職員数	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児5人以下）</li> </ul>	<p>国基準に加え、保育室を2階以上に設ける場合は2:1（家庭的保育補助者がいる場合4:2）とする</p> <p>（理由）区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため</p>
23	保育時間	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して家庭的保育事業者等が定めること</li> </ul>	国基準のとおり
24	保育内容	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育運営指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること</li> </ul>	国基準のとおり
25	保護者との連絡	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること</li> </ul>	国基準のとおり

3 小規模保育事業（A・B・C型）

定員規模6人以上19人以下、原則として0～2歳児対象の保育事業

No.	項目	従参	国基準			区基準（案）
			A型	B型	C型	
26	配置職員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士</li> <li>・保育従事者</li> <li>※保育士割合 1/2 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>・家庭的保育補助者</li> </ul>	国基準のとおり
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医</li> <li>・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）</li> </ul>			
27	職員の資格要件	従	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育従事者</li> <li>区の研修を修了した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者</li> <li>次の①と②に該当する者</li> <li>①区の研修を修了し、保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者</li> <li>②保育に専念できる者</li> <li>・家庭的保育補助者</li> <li>区の研修を修了した者</li> </ul>	<p>国基準のとおり</p> <p>ただし、C型の「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有する者とする</p> <p>※家庭的保育事業と同様に保育の質を確保するため なお、別途規定する資格は、「保健師、看護師」等</p>
28	職員数	従	<p>保育士の数は、次の人数の合計に1を加えた数以上とする</p> <p>【0歳】保育士1人に対し利用乳児3人</p> <p>【1・2歳】保育士1人に対し利用幼児6人</p> <p>【3歳】保育士1人に対し利用幼児20人</p> <p>【4歳～】保育士1人に対し利用幼児30人</p>	<p>保育士及び保育従事者の数は、次の人数の合計に1を加えた数以上とする</p> <p>【0歳】保育士又は保育従事者1人に対し利用乳児3人</p> <p>【1・2歳】保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児6人</p> <p>【3歳】保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児20人</p> <p>【4歳～】保育士又は保育従事者1人に対し利用幼児30人</p>	<p>家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下（家庭的保育補助者がいる場合は、家庭的保育者及び庭的保育補助者2人に対し利用乳幼児5人以下）</p>	<p>A型とB型は、国基準のとおり</p> <p>C型は、国基準に加え、保育室を2階以上に設ける場合は2:1（家庭的保育補助者がいる場合4:2）とする</p> <p>※区の現行の類似事業である家庭福祉員制度の基準に基づき、災害や事故など不測の事態に備え、保育の安全性を確保するため</p>
			※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能			

29	設備基準	参・ 従	<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室（3.3㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人）</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室（1.98㎡以上/1人）又は遊戯室（1.98㎡以上/1人）</li> <li>・屋外遊技場（3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可））</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備、便所</li> </ul>	<p>【0・1歳】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児室（3.3㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人）</li> </ul> <p>【2歳～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室（3.3㎡以上/1人）又は遊戯室（3.3㎡以上/1人）</li> <li>・屋外遊技場（3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可））</li> </ul> <p>【共通設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理設備、便所</li> </ul>	<p>国基準に加え2方向の避難経路を確保する</p> <p>（理由）「認可外保育施設指導監督基準」以上の安全性を確保するため</p> <p>*保育室等を2階、3階に設ける場合の設備の要件は、規則で定める</p>
30	耐火基準	参	<p>保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること</p>		国基準のとおり
31	定員	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上19人以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6人以上10人以下</li> <li>※5年間の経過措置あり（6人以上15人以下）</li> </ul>	国基準のとおり
32	保育時間	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること</li> </ul>		国基準のとおり
33	保育内容	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育運営指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること</li> </ul>		国基準のとおり
34	保護者との連絡	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること</li> </ul>		国基準のとおり

4 居宅訪問型保育事業

乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）
35	事業	従	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児等に対する保育を提供する	国基準のとおり
36	設備基準	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営のための専用区画を設けること</li> <li>・保育の実施に必要な設備・備品を備えること</li> </ul>	国基準のとおり
37	職員数	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者1人に対し利用乳幼児1人</li> </ul>	<p>国基準のとおり</p> <p>家庭的保育者の要件は、国基準のとおり。 ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは別途規定する資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有する者とする</p> <p>（理由）家庭的保育事業と同様に保育の質を確保するため</p> <p>別途規定する資格は、「保健師、看護師」等</p>
38	連携施設	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児 ・病児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を確保すること</li> </ul>	国基準のとおり
39	保育時間	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一日8時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること</li> </ul>	国基準のとおり
40	保育内容	従	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育運営指針に準じ居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること</li> </ul>	国基準のとおり
41	保護者との連絡	参	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること</li> </ul>	国基準のとおり

5 事業所内保育事業

事業主が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業

(1) 保育所型……保育所と同様の事業規模のもの

(2) 小規模型……小規模保育事業（A・B型）と同様の事業規模のもの

No.	項目	従参	国基準				区基準（案）	
			保育所型		小規模型			
42	定員	参	・20人以上		・19人以下		国基準のとおり	
	地域枠	参	・利用定員に対し内数として地域枠を設けること				国基準のとおり	
			利用定員	地域枠	利用定員	地域枠		
			1～5人	1人	26～30人	7人		
			6～7人	2人	31～40人	10人		
			8～10人	3人	41～50人	12人		
			11～15人	4人	51～60人	15人		
			16～20人	5人	61～70人	20人		
		21～25人	6人	71人～	20人			
43	設備基準	参・従	<b>【0・1歳】</b> ・乳児室（1.65㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人） <b>【2歳～】</b> ・保育室（1.98㎡以上/1人）又は遊戯室（1.98㎡以上/1人） ・屋外遊技場（3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可）） <b>【共通設備】</b> ・医務室、調理室、便所		<b>【0・1歳】</b> ・乳児室（3.3㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人） <b>【2歳～】</b> ・保育室（1.98㎡以上/1人）又は遊戯室（1.98㎡以上/1人） ・屋外遊技場（3.3㎡以上/1人（付近の代替え施設可）） <b>【共通設備】</b> ・調理設備、便所		小規模型は国基準に加え、2方向の避難経路を確保する （理由）「認可外保育施設指導監督基準」以上の安全性を確保するため  保育所型の0・1歳の乳児室は、3.3㎡以上/1人とする （理由）東京都の保育所の認可基準と同等の面積を確保するため  *保育室等を2階、3階に設ける場合の要件は、規則で定める	
44	耐火基準	参	保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること				国基準のとおり	
45	配置職員	従	・保育士		・保育士 ・保育従事者 ※保育士割合1/2以上		保育所型は国基準のとおり 小規模型は国基準のうち保育士割合を6割以上とする  （理由）類似事業である小規模保育事業B型との整合性を図るため、小規模保育事業B型の区基準（案）と同一の基準とする	
			・嘱託医 ・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）					

46	職員数	従	<p>保育士の数は、次の人数の合計に 1 を加えた数以上とする</p> <p>【0 歳】 保育士 1 人に対し利用乳児 3 人  【1・2 歳】 保育士 1 人に対し利用幼児 6 人  【3 歳】 保育士 1 人に対し利用幼児 20 人  【4 歳～】 保育士 1 人に対し利用幼児 30 人</p> <p>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことが可能</p>	<p>保育士及び保育従事者の合計数は、次の人数の合計に 1 を加えた数以上とする</p> <p>【0 歳】 保育士又は保育従事者 1 人に対し利用乳児 3 人  【1・2 歳】 保育士又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 6 人  【3 歳】 保育士又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 20 人  【4 歳～】 保育士 1 又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 30 人</p> <p>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことが可能</p>	国基準のとおり
47	連携施設の特例	従	<p>次の連携協力を求めることを要しない</p> <p>①集団保育の体験、相談助言  ②代替え保育の提供</p>	—	国基準のとおり
48	保育時間	参	・一日 8 時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること		国基準のとおり
49	保育内容	従	・保育所保育運営指針に準じ、事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること		国基準のとおり
50	保護者との連絡	参	・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること		国基準のとおり